

相続等により取得した農地の届出時における
添付書類に関する実態把握の結果

令和 7 年 1 月 20 日

近畿管区行政評価局

相続等により取得した農地の届出時における添付書類に関する実態把握の結果

1 目的等

- 先般、近畿管区行政評価局に対し、「農地法第3条の3の規定に基づく相続農地の所有権移転の届出（以下「届出」という。）を行った際に市町村から登記事項証明書の提出を求められたが、制度上は不要ではないか。」との行政相談が寄せられた。
- 行政相談を受けた届出は、農地法第3条の規定に基づく農地の権利移動や権利設定等に係る許可を受けた農地について、その後の許可等を要しない権利取得の状況を市町村の農業委員会が把握することにより、農地の適正かつ効率的な利用を図ることを目的として設けられたものであり、相続等により農地の権利を取得した者に対して、その旨を届け出ることを義務付けている。
- 当該届出は、農地法第3条の規定に基づく許可申請と異なり、権利取得の法的効力を発生させるものではなく、その手続に当たっては、農業委員会に対し、遅滞なく、同法施行規則第19条の規定で定める事項を記載した届出書※1を提出することとしており、添付書類の提出を求める規定はない。【資料1参照】
- 現在、国は、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）に基づき、公共分野等のデジタル化を推進しており、この中で、既に行政機関が保有している情報について、行政手続において添付書類として提出を求めている場合は、その必要性の精査を行った上で、行政機関間の情報連携等によって添付書類を省略する必要があるとしている。中でも、登記事項証明書は、添付を求める場合が多い書類の一つであり、その入手に係る費用や時間等が利用者の負担となっている。
- このため、農地法においても、法第51条の2の規定に基づき、市町村は、農地に関する情報について、行政機関内部で利用し、又は相互に提供すること及び関係する他の機関に対して情報の提供を求めることができるとされている。
- 以上のことから、届出を行う者の負担軽減を図る観点から、当該届出時における登記事項証明書など添付書類の有無の実態を把握するとともに、その省略に向けた課題等を探り、国の迅速な対応に資するために情報提供を行うものである。

※1 届出書記載事項は、①権利を取得した者の氏名、住所及び国籍等（※国籍：日本国籍の場合は「日本」と記載）、②届出に係る土地の所在、地番、地目及び面積、③権利を取得した日、④権利を取得した事由、⑤取得した権利の種類及び内容及び⑥農業委員会によるあっせん等の希望の有無

2 実態把握の結果

(1) 届出時における添付書類の有無の実態

【登記事項証明書等の提出を求めている：28/43 市町村（約 65%）】

今回、当局管内のうち、近畿農政局の管内に所在する 6 府県から選定した 43 市町村※²の農業委員会担当部局に対し、届出時※³における登記事項証明書など添付書類の有無について実態把握を行った結果、28 市町村において、原則として登記事項証明書など農地の権利移動を証する資料や住民票（以下「登記事項証明書等」という。）の提出を求める運用を行っている状況がみられた。【資料 2 参照】

※ 2 43 市町村は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の計 6 府県を対象とし、「農林業センサス・2020 年農林業センサス確報・第 1 巻・都道府県別統計書」の農家数又は耕地面積を踏まえ、当局が選定した。

3 届出を行う者の条件は、当局において、「個人が相続により所有権取得、相続登記済及び本人による届出」に指定した。

（登記事項証明書等の提出を求める理由）

登記事項証明書等の提出を求めている理由について、28 市町村は、「届出書に記載された農地に関する情報を正確に確認する」ためとしており、当該理由に加え、「慣例で提出を求めている（5 市町村）」、「農地法関係事務処理要領において、届出書の提出があったときは、その届出が適法であるかどうかを審査するとされている（1 市町村）」とする市町村もみられた。

また、当該 28 市町村のうち、26 市町村では、「届出書に記載されている農地情報を農地台帳※⁴に反映させ、正確かつ最新な状態を確保する」ことも理由に挙げている。【資料 3, 4 参照】

※ 4 農地の実態を明らかにし、農地の有効利用を促進するため、農地の所在、所有者、耕作者の状況など農地と農家に関する情報を掲載した台帳であり、農業委員会に作成が義務付けられている。

当該 26 市町村のうち、届出書に記載されている農地情報を農地台帳に反映させ、正確かつ最新な状態を確保することの必要性について、10 市町村から意見を聴取した結果は表 1 のとおりであり、このうち、6 市町村では、「農地台帳作成に係る条文を踏まえた事務の遂行」を理由に挙げている。

表1 農地台帳の正確な記録かつ最新性を確保することが必要とする理由(10市町村)

市町村の理由	市町村数 (複数回答)
農地法において、①農地台帳の記録等は、同法の規定に基づく日常の申請又は届出等により得られた情報に基づいて行うこと及び②農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するよう努めることとされており(法第52条の2)、確実な事務の遂行のためには届出時に記載内容を正確に確認する必要がある。	6
農地台帳の記録事項や耕作証明書等の交付請求(注2)に対応するため、届出時に記載内容を正確に確認し、直ちに農地台帳に反映させて最新の状態を確保しておく必要がある。	3
毎年、農地所有者に対して「農地台帳の確認調査」(注3)を行っているため、届出時に記載内容を正確に確認し、直ちに農地台帳に反映させて最新の状態を確保しておく必要がある。	2
農地台帳の記録の修正等は、毎月の農業委員会総会で報告した上で確定処理を行うため、届出時には記載内容を正確に確認する必要がある。	1
農地に関する相談や問合せ等に的確に対応するため、届出時に記載内容を正確に確認し、直ちに農地台帳に反映させて最新の状態を確保しておく必要がある。	1

(注) 1 当局の実態把握結果による。

2 地方自治法第2条第2項の規定に基づく行政サービス(地域における事務)

3 農地法第30条の規定に基づく農地の利用状況調査(いわゆる8・1調査)

(固定資産課税台帳に記載されている農地情報との照合により、農地台帳の正確な記録かつ最新性を確保することに対する意見)

農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、一筆の農地ごとに、その農地の所有者、所在、地目、面積及び地上権の設定状況などを記録した農地台帳の作成が義務付けられており、その記録又は記録の修正等は、農地法の規定による申請、届出又は農地に関する情報の収集により得られた情報に基づいて行うものとされている。(農地法第52条の2)

また、農地台帳の正確な記録を確保するための措置として、農業委員会は、毎年1回以上、地方税法の規定に違反しない範囲内で、農地台帳と固定資産課税台帳及び住民基本台帳に記載されている農地に関する情報との照合を行うこととされている。(農地法第51条の2及び法施行規則第102条)

しかし、「届出書に記載されている農地情報を農地台帳に反映させ、正確な記録かつ最新な状態を確保すること」を理由に登記事項証明書等の提出を求めている

26 市町村のうち、固定資産課税台帳との照合は実施していないとする 2 市町村を除く 24 市町村では、次のとおり、当該課税台帳との照合のみをもって、農地台帳の正確な記録かつ最新な状態を確保することはできないとしている。

(意見)

農地台帳と固定資産課税台帳との照合は年 1 回実施している。
 当該照合時点以降に発生した権利移動の情報は、次回 1 年後の照合時に確認することとなるため、当該照合のみをもって、その間の正確な情報を把握し、最新の状態を確保することはできない。(24 市町村)

(注) 当局の実態把握結果による。

また、当該 24 市町村のうち、照合頻度を増やすことについて、10 市町村から意見を聴取した結果は表 2 のとおりであり、いずれも、照合頻度を増やすことは困難であるとしている。

表 2 固定資産課税台帳との照合頻度を増やすことに対する意見（10 市町村）

市町村の意見	市町村数
照合に係る事務負担は大きく、農業委員会として、これ以上の頻度で実施することは困難である。	4
年 1 回の照合は税務部局との申し合わせによるものであり、これ以上の頻度で実施することは、農業委員会に加え税務部局の事務負担も大きく困難である。	4
照合作業は外部発注のため、予算上の都合もあり、これ以上の頻度で実施することは困難である。	2

(注) 当局の実態把握結果による。

【添付書類の提出を求めている：15/43 市町村（約 35%）】

一方、15 市町村は、いずれも「法令等で求められていない」ことを理由として、届出時に添付書類の提出は求めておらず、当該理由に加え、「農地法に基づく固定資産課税台帳等との照合により、農地台帳の正確な記録を確保している(14 市町村)」、「当該届出は、権利取得の法的効力を伴わない手続である（5 市町村）」とする市町村もみられた。**【資料 5 参照】**

なお、上記 14 市町村のうち、2 市町村において、固定資産課税台帳との照合を年 2 回実施することにより、農地台帳の正確な記録及び最新性の確保に努めている例もみられた。**【資料 6 参照】**

（税務部局との内部情報連携により定期的に登記済通知を活用し、届出に係る農地情報の確認並びに農地台帳の正確な記録及び最新性の確保に努めている取組例）

登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、10 日以内に、その旨その他総務省令で定める事項を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知（以下「登記済通知」という。）しなければならないとされている。（地方税法第 382 条第 1 項）

通知する具体的な情報は、①登記権利者（相続等により権利を取得した者）の氏名及び住所、②登記義務者（従前の権利者）の氏名及び住所、③登記原因、④登記年月日、⑤土地の所在及び地番、⑥地目及び⑦面積などであり、現状、主に市町村の固定資産税の課税の基礎資料として活用されているが、当該情報により届出書に記載される農地に関する情報を確認することができる。【資料 7,8 参照】

登記済通知に記載される農地に関する情報については、農地法第 51 条の 2 の規定に基づき、農業委員会担当部局は、内部での情報連携による利用又は登記所に対して直接、必要な登記情報の提供を求めることが可能であるとされている。

今回、届出時に添付書類の提出を求めている 15 市町村のうち、2 市町村において、税務部局の協力のもと、毎週など定期的に、登記済通知に記載されている農地に関する情報の提供を受け、届出に係る農地情報の確認並びに農地台帳の正確な記録及び最新性の確保に努めている取組がみられた。【資料 9 参照】

(2) 近畿農政局の意見

ア 届出時に添付書類の提出を求めることについて

届出は、農地法第 3 条の規定に基づく許可等とは異なり、権利取得の法的効力を発生させるものではない。

このため、法令等においても添付書類の提出を求める根拠規定はなく、届出時は、農地法施行規則第 19 条に掲げる事項が届出書に記載されていることを形式的に審査すれば足り、添付書類を求めることは望ましい対応ではない。

なお、記載内容に疑義がある場合など必要に応じて証明書類の提示を求めることは考えられる。

イ 農地台帳の作成について

農地台帳の記録又は記録の修正等は、農地法の規定に基づく申請又は届出等により得られた情報に基づいて行うことを基本としている。また、その正確性を担保することを目的として、年 1 回以上の固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合を義務付けているところである。

ウ 行政機関又は市町村内部の連携による保有情報の活用について

デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づく国の政策は、農地法に限らず行政手続全般を対象としている。

農地法においても、法第 51 条の 2 の規定に基づき、農地に関する情報について、所掌事務の遂行に必要な限度で内部利用や他の機関に対して情報の提供を求めるこ

とが可能とされていることから、把握できる情報を農地台帳の記録の修正など法令業務に積極的に活用することは望ましい。

(3) 登記事項証明書等の添付に代え、登記済通知に記載された農地情報を活用することなどに対する意見

届出時に添付書類の提出を求めている 28 市町村のうち 10 市町村、及び届出時に添付書類の提出を求めている 15 市町村のうち登記済通知を活用して農地台帳の記録の修正等を行っている 2 市町村の計 12 市町村に対し、次の事項について意見を聴取した結果は以下のとおりである。

ア 届出時に添付書類を求めることは望ましくないとする考え方について

上記の近畿農政局の意見を踏まえ、届出時に添付書類の提出を求めている 10 市町村から意見を聴取した結果は表 3 のとおりであり、いずれも「届出時に添付書類を求めることが望ましくないことは承知していなかった」としている。

表 3 届出時に添付書類を求めることは望ましくないとする考え方に対する意見
(10 市町村)

区分	市町村の意見	市町村数
届出時に添付書類の提出を求めている市町村(10)	法令等に添付書類の提出を求める根拠規定がないことは承知していたが、届出時に添付書類を求めることが望ましくないことは承知していなかった。	6
	法令等に添付書類の提出を求める根拠規定がないこと及び届出時に添付書類を求めることが望ましくないことは承知していなかった。	4

(注) 当局の実態把握結果による。

イ 登記済通知に記載された農地情報の活用について

届出時に添付書類の提出を求めることに代え、登記済通知に記載された農地に関する情報を活用し、届出に係る農地情報の確認並びに農地台帳の正確な記録及び最新性を確保することについて、12 市町村から意見を聴取した結果は表 4 のとおりであり、届出時に添付書類の提出を求めている 10 市町村からも、登記済通知を活用することへの前向きな意見及び活用に向けた国への支援要望が聴かれた。



表 4-1 届出時に添付書類の提出を求めることに代え、登記済通知に記載された農地情報を活用することに対する意見（12 市町村）

区分	市町村の意見	市町村数
届出時に添付書類の提出を求めている市町村（10）	【登記済通知情報を活用することについて】 登記事項証明書等の添付書類の提出を求める運用を改める場合、農地法第 51 条の 2 の規定に基づき、定期的に登記済通知に記載されている農地に関する情報を活用する取組は、届出内容の確認及び農地台帳への正確かつ迅速な反映に資するものであり、実施に向けた検討を行う意義はあると考える。 【国に対する要望】 今後、税務部局の協力を得て当該取組を実施していくためには、国から届出時に添付書類を求めることは望ましくないことを周知するとともに、届出内容の確認及び農地台帳の正確な記録かつ最新な状態を確保する手段の一つとして、農地法第 51 条の 2 の規定に基づく登記済通知を活用する取組例とともに、同規定による当該情報の取扱いに係る考え方を整理し、周知を図ってもらえればありがたい。	10
届出時に添付書類の提出を求めず、登記済通知を活用して農地台帳の記録の修正等を行っている市町村（2）	行政機関内部の情報連携により、固定資産課税台帳等との照合に加え、登記済通知に記載された農地に関する情報を活用することは、農地台帳の正確な記録かつ最新の状態を確保するという点で効果があると認識している。 国から、農地法第 51 条の 2 の規定に基づく内部の情報連携の一例として、登記済通知を活用する取組例を情報提供することは他市町村にとって参考になると考える。	2

（注）当局の実態把握結果による。

表 4-2 登記済通知の電子媒体による提供に対する意見

市町村の意見	市町村数
登記所からの情報が電子媒体で提供されるのであれば、税務部局を介さず、直接、登記所へ情報提供依頼を行うことも検討したい。 このため、今後、電子媒体による受渡しに向けた市町村と登記所に	8 ※登記済通知活用市町村（2）を含む

よる協議・調整が円滑に進むよう、国において、登記済通知の電子媒体による取扱いに係る考え方を整理し、周知を図ってもらえればありがたい。	
---	--

(注) 当局の実態把握結果による。

(4) まとめ

当局への行政相談を契機として、届出時における添付書類の有無について実態把握を行った結果、農地台帳の正確な記録かつ最新の状態を確保することなどを理由として届出時に法令等に根拠がない添付書類の提出を求めている市町村がある一方、登記済通知に記載された農地に関する情報の内部利用により添付書類を不要としている市町村もみられた。

このことから、近畿農政局において、本実態把握結果を参考として、以下の取組を進める必要があると考える。

- ① 届出時に添付書類の提出を求めないことの周知を図ること
- ② 届出時に添付書類の提出を求めることに代え、届出書に記載される農地に関する情報の確認及び農地台帳の正確な記録等の確保手段の一つとして、農地法第 51 条の 2 の規定に基づく登記済通知を活用する取組例及び当該情報の取扱いに係る考え方の周知を図ること

その結果、添付書類の提出を求めない運用が進むとともに、農地台帳の正確な記録及び最新性の確保が図られることにも期待する。

資料一覧

資料 1 届出書様式

資料 2 農地法第 3 条の 3 の規定に基づく届出時における添付書類の有無の実態

資料 3 農地法第 3 条の 3 の規定に基づく届出時に添付書類の提出を求めている理由

資料 4 農地台帳の主な記載事項

資料 5 農地法第 3 条の 3 の規定に基づく届出時に添付書類を求めている理由

資料 6 固定資産課税台帳との照合を年 2 回実施することにより、農地台帳の正確な記録及び最新性の確保に努めている農業委員会の例

資料 7 登記済通知書様式

資料 8 農地法第 3 条の 3 に基づく届出と登記済通知に記載されている農地に関する情報の比較

資料 9 税務部局の協力のもと、定期的に、登記済通知に記載されている農地に関する情報の提供を受け、農地台帳の正確な記録及び最新性の確保に努めている農業委員会の例

参 考 関係法令等 (抄)

資料1 農地法関係事務処理要領より抜粋

様式例第3号の1

農地法第3条の3の規定による届出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

住所
氏名

下記農地（採草放牧地）について、〇〇により〇〇を取得したので、農地法第3条の3の規定により届け出ます。

記

1 権利を取得した者の氏名等（国籍等は、所有権を取得した場合のみ記載してください。）

氏 名	住 所	国籍等	在留資格又は 特別永住者

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積(㎡)	備 考
	登記簿	現況		

3 権利を取得した日
年 月 日

4 権利を取得した事由

5 取得した権利の種類及び内容

6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

(記載要領)

- 1 本文には権利を取得した事由及び権利の種類を記載してください。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- 4 権利を取得した者が連名で届出をする場合は、届出者の住所及び氏名をそれぞれ記載してください。また、記の1の「権利を取得した者の氏名等」は必要に応じ、行を追加をしてください。
- 5 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 6 記の4の「権利を取得した事由」には、相続(遺産分割、包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む)、法人の合併・分割、時効等の権利を取得した事由の別を記載してください。
- 7 記の5の「取得した権利の種類及び内容」には、取得した権利が所有権の場合は、現在の耕作の状況、使用収益権の設定(見込み)の有無等を記載し、取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の状況、賃借料、契約期間等を記載してください。また、共有物として農地又は採草放牧地の権利を取得した場合であつて、届出者以外にも共有者がいるときは、その人数を記載してください。なお、人数がわからない場合は、その旨を記載してください。
- 8 記の6の「農業委員会によるあっせん等の希望の有無」には、権利を取得した農地又は採草放牧地について、第三者への所有権の移転又は賃借権の設定等の農業委員会によるあっせん等を希望するかどうかを記載してください。

資料2

農地法第3条の3の規定に基づく届出時における添付書類の有無の実態
(個人が相続により所有権取得、相続登記済及び本人による届出の場合)

(単位：市町村)

区分	市町村数
原則として添付書類の提出を求めている	28
① 登記事項証明書又は登記完了証	26
① + ② 住民票	2
添付書類の提出を求めているない	15
合計	43

- (注) 1 当局の実態把握結果による。
- 2 対象とした43市町村は、近畿農政局の管内に所在する滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県を対象とし、「農林業センサス・2020年農林業センサス確報・第1巻・都道府県別統計書」における農家数又は耕地面積を踏まえ、当局が選定した。
- 3 登記完了証とは、登記が完了したときに、登記が完了したことを証する書面として登記所から発行されるものであり、申請内容などが記載されている。(不動産登記規則第181条第1項)

資料3

農地法第3条の3の規定に基づく届出時に添付書類の提出を求めている理由

(単位：市町村)

登記事項証明書又は登記完了証の提出を求めている市町村			28
求めている理由 (複数回答あり)	届出内容を正確に確認するため		28
	農地台帳に届出情報を反映させ、正確な記録かつ最新な状態を確保するため		26
	慣例上、登記事項証明書等の提出を求めて届出内容を確認することとしているため		5
	農地法関係事務処理要領において、届出書の提出があったときは、その届出が適法であるかどうかを審査するとされていることから、事務処理上の当然の行為と認識しているため		1
住民票の提出を求めている市町村			2
求めている理由	届出内容の一つである国籍を確認するため		2
	外国籍の場合など必要に応じて求める運用に改める方向で検討中		1

(注) 当局の実態把握結果による。

資料 4

農地台帳の主な記載事項

※表中の枠で囲んだ事項は、農地法第3条の3の規定に基づく届出書で把握することができる事項

記載事項	根拠法令等
・農地の所有者の氏名及び住所 ・農地の所在、地番、地目及び面積 ・賃借権等設定権利の種類、存続期間、当該権利を有する者の氏名及び賃借等の額	・農地法第52条の2 ・農地法の運用について（令和6年3月28日5経営第3123号・5農振第3229号）
・耕作者の氏名及び整理番号 ・権利移動に係る手続の根拠法 ・農地に関する所有者の意向（自ら耕作、売却したい、貸し出したいなど） ・農地の用途区分（農用地、農業用施設用地など） ・農地中間管理権の有無等の状況 ・納税猶予の適用状況 ・遊休農地の措置の実施状況 ・その他必要な事項※ ※ 届出書記載事項のうち、農地台帳の記載事項になっていない「権利を取得した日」、「取得した権利の種類」又は「権利を取得した理由」を当該欄に記載している市町村あり	農地法施行規則第101条

（注）1 法令等に基づき当局が作成した。

2 届出を行う者の条件は、当局において、「個人が相続により所有権を取得、相続登記済及び本人による届出」に指定した。

資料5

農地法第3条の3の規定に基づく届出時に添付書類を求めている理由

(単位：市町村)

登記事項証明書等の添付書類の提出を求めている市町村			15
求めている理由 (複数回答あり)	法令等で求められていないため		15
	法令に基づく年1回以上の固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合により、農地台帳の正確な記録を確保しているため		14
	当該届出は権利取得の法的効力を伴わない手続であるため		5
	届出の際、必要があれば公用で登記事項証明書を取得することができるため		5
	当該届出は登記を必須(前提)とするものではないため		2
	届出の際、必要があれば固定資産課税台帳の情報提供を求めて、届出内容を確認することができるため		2
	税務部局の協力のもと、毎週など定期的に、登記済通知の農地に関する情報の提供を受けて農地台帳を更新しているため		2

(注) 1 当局の実態把握結果による。

2 登記済通知とは、地方税法に基づき、登記があった都度、登記所から市町村に通知される登記情報である。(地方税法第382条第1項)

資料 6

固定資産課税台帳との照合を年 2 回実施することにより、農地台帳の正確な記録及び最新性の確保に努めている農業委員会の例

取組例 1	○ 届出は、権利取得の法的効力を伴わない手続であり、添付書類も法令等の根拠がないため提出は求めている。 ○ 農地台帳への反映は、届出時には行っていない。 ○ 農地台帳の記録又は記録の修正等は、農地法の規定に基づく申請等により得られた情報に基づいて行っており、年 2 回（半年ごと）の固定資産課税台帳との照合により、農地台帳の正確な記録及び最新性の確保に努めている。 【照合時期等】 ① 3 月初旬～中旬頃、税務部局から課税基準日である 1 月 1 日時点の固定資産課税台帳の情報提供を受けて照合を実施 ② 9 月頃、再度、税務部局において提供可能な直近の情報提供を受けて照合を実施 ○ 現行の照合により、農地台帳の一定の最新性も確保されていると認識しており、業務上の特段の支障は生じていない。
取組例 2	○ 届出は、権利取得の法的効力を伴わない手続であり、添付書類も法令等の根拠がないため提出は求めている。 ○ 農地台帳への反映は、届出時には行っていない。 ○ 農地台帳の記録又は記録の修正等は、農地法の規定に基づく申請等により得られた情報に基づいて行っており、他の手続で得た情報と併せて 3 か月に 1 度まとめて入力している。 また、固定資産課税台帳との照合をおおむね年 2 回行い（夏季及び冬季）、農地台帳の正確な記録及び最新性の確保に努めている。 【照合時期等】 ① 6、7 月頃、税務部局から課税基準日である 1 月 1 日時点の固定資産課税台帳の情報提供を受けて照合を実施 ② 11、12 月頃、再度、税務部局において提供可能な直近の情報提供を受けて照合を実施 ○ 現行の照合により、農地台帳の一定の最新性も確保されていると認識しており、業務上の特段の支障は生じていない。

（注）当局の実態把握結果による。

資料7 不動産登記事務取扱手続準則より抜粋（※は当局付記）

別記第83号（第118条第17号ア関係）

※ 所有権の移転登記をした場合の通知は、別記第83号の表紙を付した上で第84号様式又はこれに準ずる様式による

表 紙

第 号

土 地 建 物 登 記 済 通 知 書

市 役 所

令和 年 月 日

町村役場

御 中

法務局 出張所

別記第 8 4 号（第 1 1 8 条第 1 7 号イ関係）

（土 地）

登記権利者の氏名住所	※相続等により権利を取得した者（登記上直接利益を受ける者）			
登記義務者の氏名住所	※被相続人（登記上直接不利益を受ける者）			
受付年月日	・	・	登記原因及びその日付	（ ・ ） 売・相・贈・遺
土 地 の 所 在 及 び 地 番			地 目	地 積 m ²

(建 物)

登記権利者の氏名住所				
登記義務者の氏名住所				
受付年月日	・	・	登記原因及びその日付	(・ ・) 売・相・贈・遺
建 物 の 所 在	家屋番号		種類及び構造	床 面 積 m ²
			居・店・事・倉 木・鉄(筋・骨) 瓦・亜・ス 平・2・3	① ② ③
			居・店・事・倉 木・鉄(筋・骨) 瓦・亜・ス 平・2・3	① ② ③

(注) 本号の通知書のみを送付する場合には、別記第83号の表紙を付する。

資料 8

農地法第 3 条の 3 の規定に基づく届出と登記済通知に記載されている農地に関する情報の比較

届出書記載事項（農地に関する情報）	登記済通知事項
権利を取得した者の氏名・住所・国籍等 ※ 国籍は、日本国籍の場合は「日本」と記載	登記権利者（相続により権利を取得した者）の氏名・住所 ※ 相続登記の申請時において、登記権利者の住民票の写し（住所証明資料）及び戸籍謄抄本（戸籍の記録事項証明書）を添付の上、申請内容を審査
届出に係る土地の所在・地番・地目・面積	土地の所在・地番・地目・面積
権利を取得した日（相続の場合、被相続人が亡くなった日）	登記原因及びその日付
権利を取得した事由（相続の場合、相続）	登記原因及びその日付
取得した権利の種類（相続の場合、所有権）	登記済通知は、所有権の移転登記をした場合に通知 ※ 不動産登記事務取扱手続準則第 118 条第 17 号イで掲げる様式（第 84 号様式）

（注）1 届出書及び登記済通知の様式に基づき、当局が作成した。

2 「個人が相続により所有権取得、相続登記済及び本人による届出」の場合の例を記載したものである。

3 届出書記載事項には、表中の農地に関する情報のほか、「取得した権利の内容（現在の耕作状況など）」及び「農業委員会へのあつせん等の希望の有無」欄がある。

資料 9

税務部局の協力のもと、定期的に、登記済通知に記載されている農地に関する情報の提供を受け、農地台帳の正確な記録及び最新性の確保に努めている農業委員会の例

取組例 1	【取組の概要】 ○ 届出は、権利取得の法的効力を伴わない手続であり、添付書類も法令等の根拠がないため提出は求めている。 ○ 農地台帳への反映は届出の都度ではなく、税務部局の協力のもと、毎週 1 回、登記済通知に記載されている農地に関する情報（紙媒体による通知の写し）の提供を受け、当該資料を基に農地台帳の正確な記録かつ最新の状態を確保するよう努めている。 【実施経緯】 ○ 当農業委員会は、市街化区域内の農地転用に係る事前相談を多く受けている。こうした相談に対応する上で、農地の所有者情報を正確に把握しておく必要があるため、従前から登記済通知の情報提供を受けている。 【固定資産課税台帳と農地台帳との照合について】 ○ 固定資産課税台帳と農地台帳との照合は、毎年、5 月に課税基準日である 1 月 1 日時点の情報の提供を受けて行っている。 しかし、例えば、1 月 2 日に権利移動があった場合、その情報は翌年 5 月の固定資産課税台帳との照合時に把握することになり、最大で 1 年 5 か月のタイムラグが生じることになる。 ○ 行政機関内部の情報連携により、固定資産課税台帳との照合に加え、登記済通知に記載された農地情報を活用することは、農地台帳の正確な記録かつ最新の状態を確保するという点で効果があると認識している。 【取組実施に係る国への意見要望】 ○ 国において、農地法第 51 条の 2 の規定に基づく内部の情報連携の一例として、本取組を情報提供することは他市町村にとっても参考になると考える。 ○ 現在、当市町村への登記済通知は紙媒体で行われていると認識しているが、電子媒体による提供が可能となれば、税務部局からも電子媒体で情報の提供を受けることができ、当委員会の業務効率も向上する。 また、電子媒体により情報が提供されることとなれば、農地法第 51 条の 2 の規定に基づき、税務部局を介さず、直接、登記所から情報の提供を受けることも検討できる。 このため、今後、電子媒体による受渡しに向けた市町村と登記所による協議・調整が円滑に進むよう、国において、登記済通知の電子媒体による取扱いに係る考え方を整理し、周知してもらえるとありがたい。
-------	---

取組例 2	【取組の概要】 ○ 届出は、権利取得の法的効力を伴わない手続であり、添付書類も法令等の根拠がないため提出は求めている。 ○ 農地台帳への反映は届出の都度ではなく、税務部局の協力のもと、毎月 1 回、登記済通知に記載されている農地に関する情報（紙媒体による通知の写し）の提供を受け、当該資料を基に農地台帳の正確な記録かつ最新の状態を確保している。 ○ 税務部局と農業委員会は、地理的に離れた別の庁舎に所在しており、情報の提供を受けるに当たっては、農業委員会職員が定期的に税務部局を訪問している。 【実施経緯】 ○ 詳細は不明であるが、平成 16 年に合併した旧 1 市町村において、農業委員の選挙資格を確認することを目的に市町村内全域の農地所有者を把握するため、税務部局の協力のもと、登記済通知から必要な情報の提供を受けていた様であり、こうした経緯もあって、合併後の現市町村における本取組につながったと聞いている。 【固定資産課税台帳と農地台帳との照合について】 ○ 固定資産課税台帳と農地台帳との照合は、毎年、5 月に課税基準日である 1 月 1 日時点の情報の提供を受けて行っている。 しかし、例えば、1 月 2 日に権利移動があった場合、その情報は翌年 5 月の固定資産課税台帳との照合時に把握することになり、最大で 1 年 5 か月のタイムラグが生じることになる。 ○ 行政機関内部の情報連携により、固定資産課税台帳との照合に加え、登記済通知に記載された農地情報を活用することは、農地台帳の正確な記録かつ最新の状態を確保するという点で効果があると認識している。 【取組実施に係る国への意見要望】 ○ 国において、農地法第 51 条の 2 の規定に基づく内部の情報連携の一例として、本取組を情報提供することは他市町村にとって参考になると考える。 ○ 現在、当市町村への登記済通知は紙媒体で行われているが、電子媒体による提供が可能となれば、税務部局からも電子媒体で情報の提供を受けることができるため、定期的に同部局を訪問する必要がなくなり、当委員会の利便性も向上する。 また、電子媒体により情報が提供されることとなれば、農地法第 51 条の 2 の規定に基づき、税務部局を介さず、直接、登記所から情報の提供を受けることも検討できる。 このため、今後、電子媒体による受渡しに向けた市町村と登記所による協議・調整が円滑に進むよう、国において、登記済通知の電子媒体による取扱いに係る考え方を整理し、周知してもらえるとありがたい。
-------	---

（注）当局の実態把握結果による。

(参考)

関係法令等（抄）

○農地法（昭和 27 年法律第 229 号）

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

一～十六（略）

2～6（略）

（農地又は採草放牧地についての権利取得の届出）

第三条の三 農地又は採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得した者は、同項の許可を受けてこれらの権利を取得した場合、同項各号（第十二号及び第十六号を除く。）のいずれかに該当する場合その他農林水産省令で定める場合を除き、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。

（利用状況調査）

第三十条 農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査（以下「利用状況調査」という。）を行わなければならない。

2 農業委員会は、必要があると認めるときは、いつでも利用状況調査を行うことができる。

（農地に関する情報の利用等）

第五十一条の二 都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務

の遂行に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。

- 2 都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、関係する地方公共団体、農地中間管理機構その他の者に対して、農地に関する情報の提供を求めることができる。

(農地台帳の作成)

第五十二条の二 農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、前条の規定による農地に関する情報の整理の一環として、一筆の農地ごとに次に掲げる事項を記録した農地台帳を作成するものとする。

- 一 その農地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 二 その農地の所在、地番、地目及び面積
- 三 その農地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあっては、これらの権利の種類及び存続期間並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに借賃等（第四十一条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定において定められた補償金を含む。）の額

四 その他農林水産省令で定める事項

2 (略)

- 3 農地台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による申請若しくは届出又は前条の規定による農地に関する情報の収集により得られた情報に基づいて行うものとし、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するよう努めるものとする。

- 4 前三項に規定するもののほか、農地台帳に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

○農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）

(農地又は採草放牧地についての権利取得の届出の方法)

第十九条 法第三条の三の届出は、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

- 一 権利を取得した者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- 二 権利を取得した農地又は採草放牧地の所在、地番及び面積
- 三 権利を取得した事由及び権利を取得した日
- 四 取得した権利の種類及び内容
- 五 所有権を取得した場合には、所有権を取得した者の国籍等（法人にあつては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国）

（農地台帳の正確な記録を確保するための措置）

第百二条 農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年一回以上、農地台帳について、固定資産課税台帳（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第九号に掲げる固定資産課税台帳をいう。）及び住民基本台帳との照合を行うものとする。ただし、固定資産課税台帳との照合は、同法第二十二条の規定に違反しない範囲内で行うものとする。

○農地法関係事務に係る処理基準

第5 法第3条の3 関係

農地等についての権利取得の届出は、農業委員会が許可等によっては把握できない農地等についての権利の移動があつた場合にあつても、農業委員会がこれを知り、その機会をとらえて、農地等の適正かつ効率的な利用のために必要な措置を講ずることができるようにするものである。

この届出の取扱いについては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

- (1) 法第3条の3に基づき届け出なければならないこととされている農地等についての権利取得は、具体的には、相続（遺産分割、包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む。）、法人の合併・分割、時効等による権利取得をいう。
- (2) 「遅滞なく」とは、農地等についての権利を取得したことを知った時点からおおむね10か月以内の期間とする。
- (3) なお、この届出は、法第3条第1項本文に掲げる権利取得の効力を発生させるものではないことに留意するものとする。

例えば、届出をしたことにより時効による権利の取得が認められるというものではない。

○農地法関係事務処理要領

第3 農地等の権利取得の届出の関係

1 法第3条の3の届出関係

届出書は、様式例第3号の1による。

なお、本様式は、届出者の利便性を考え、農業委員会の窓口に備え付けるほか、市町村の死亡届出書の受付窓口など権利取得が発生する要因を把握できる関係窓口に備え付けることが望ましい。

2 農業委員会の処理

(1) 農業委員会は、届出書の提出があったときは、速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定する必要がある。

(2) 農業委員会は、届出を受理したときは遅滞なく受理通知書（様式例第3号の2）をその届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付けてその旨をその届出者に通知する必要がある。

3 (略)

○地方税法（昭和25年法律第226号）

（登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載）

第三百八十二条 登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、十日以内に、その旨その他総務省令で定める事項を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2 (略)

3 市町村長は、第一項（前項（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による登記所からの通知を受けた場合には、遅滞なく、当該土地又は家屋についての異動を土地課税台帳又は家屋課税台帳に記載（当該土地課税台帳又は家屋課税台帳の備付けが第三百八十条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあつ

ては、記録。以下この項において同じ。）をし、又はこれに記載をされた事項を訂正しなければならない。

○不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）

（相続等による所有権の移転の登記の申請）

第七十六条の二 所有権の登記名義人について相続の開始があったときは、当該相続により所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から三年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により所有権を取得した者も、同様とする。

2～3（略）

○不動産登記事務取扱手続準則（平成 17 年 2 月 25 日付け法務省民二第 456 号 法務省民事局長通達）

（通知書の様式）

第 118 条 次の各号に掲げる通知は、当該各号に定める様式による通知書によりするものとする。

(1)～(16)（略）

(17) 地方税法第 382 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の通知であって、次に掲げるもの

ア（略）

イ 所有権の移転の登記（法第 74 条第 2 項の規定による所有権の保存の登記を含む。）若しくはその登記の抹消（法第 58 条第 4 項の規定による登記の抹消を除く。）をした場合又は登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記をした場合の通知 別記第 84 号様式又はこれに準ずる様式

ウ～エ（略）

（注）1 法令等に基づき当局が作成した。

2 表中の下線は当局が付したものである。